武蔵村山市
第三次子供読書活動推進計画
（平成２９年度～平成３３年度）

平成２９年３月

武 蔵 村 山 市

武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画の策定に当たって

子どもの読書活動の推進に関する法律では、子供読書活動について、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないもの」と位置付けております。

この法律の基本理念を踏まえて、本市では平成１９年２月に「武蔵村山市子ども読書活動推進計画」、平成２４年３月に「武蔵村山市第二次子供読書活動推進計画」を策定し、学校司書の配置、図書館と小・中学校との連携などにより子供の読書活動の充実に努めてまいりました。

このたび策定した「武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画」では、これまで以上に図書館と小・中学校が十分な連携と協力を図りながら、子供が自主的な読書活動を行うことができるよう、読書の状況等を踏まえ、子供読書活動に関する施策を推進します。

また、乳幼児に対しては、引き続き保健相談センター、保育所、幼稚園及び子ども家庭支援センター等と連絡を図りながら、ブックスタート事業やおはなしの会を実施するとともに、その他の取組みも充実させます。

本市の子供たちが読書に親しめるよう、市民及び関係機関の皆様におかれましては、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり貴重な御意見等をいただきました「武蔵村山市立図書館協議会」委員の皆様をはじめ、市民の皆様や関係者の方々に、心から御礼申し上げます。

平成２９年３月

武蔵村山市長　藤野　勝

目　次

第１章　第三次計画策定の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　第１　計画策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　第２　計画の目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　第３　計画の位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　第４　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第２章　これまでの取組と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　第１　武蔵村山市の子供とその読書の現状と課題　・・・・・・・・・・・　4
　　１　全体の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　　（１）子供の人口の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　　（２）子供読書活動の関連施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　　（３）課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　　２　施設ごとの現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　　（１）図書館　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　　（２）保健相談センター・保健相談センターお伊勢の森分室　・・・　8
　　（３）子ども家庭支援センター　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
　　（４）保育所・幼稚園　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
　　（５）小学校・中学校　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
　　（６）児童館・学童クラブ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
　　（７）市民会館・公民館・歴史民俗資料館・歴史民俗資料館分館　・　12

第３章　第三次計画の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
　第１　全体　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
　　１　施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
　　（１）施設の有効活用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
　　２　体制づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
　　（１）専門的職員の配置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
　　（２）学校図書館の教職員の配置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
　　（３）市民との協働　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
　　３　情報の共有化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
　第２　施設ごとの取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
　　１　図書館　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
　　（１）資料の収集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

（２）資料相談・読書相談　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（３）行事　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（４）ブックスタート事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（５）読書への動機付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（６）子供関連施設への援助　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
（７）ＹＡ（ヤングアダルト）サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
（８）子供の職場体験　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
（９）障害児サービス・多文化サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
２　保健相談センター・保健相談センターお伊勢の森分室　・・・・ 20
（１）ブックスタート事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
（２）絵本等に親しめる環境づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
３　子ども家庭支援センター　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
（１）絵本等に親しめる環境づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
４　保育所・幼稚園　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
（１）絵本等に親しめる環境づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
５　小学校・中学校　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
（１）運営全般　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
（２）資料の管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
（３）資料の収集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
（４）読み聞かせ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
（５）ブックトーク・ビブリオバトル　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
（６）朝読書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
（７）資料相談・読書相談　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
（８）図書の展示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（９）広報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
６　児童館・学童クラブ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（１）読書に親しめる環境づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
７　市民会館・公民館・歴史民俗資料館・歴史民俗資料館分館　・・ 25
（１）講演会・講座の開催　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
（２）子供向けの講座の開催　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第４章　計画の推進と評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

計画の取組一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

＜資料＞

資料１　子どもの読書活動の推進に関する法律　・・・・・・・・・・　37
資料２　武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会設置要綱　・・　39
資料３　武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会委員名簿　・・　41
資料４　武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画策定経過　・・・・　43

事業の方向性等の表記について

＜検討＞　本計画の中で検討するもの
＜実施＞　本計画の中で実施する予定のもの
＜継続＞　前計画に引き続き実施するもの
＜拡充＞　前計画から更に充実を図るもの
【新規】　前計画にはなく本計画から登載したもの

第１章　第三次計画策定の基本的な考え方

第１　計画策定の背景

武蔵村山市では、平成１９年２月に「武蔵村山市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」という。）を、平成２４年３月に「武蔵村山市第二次子供読書活動推進計画」（以下「第二次計画」という。）を策定し、本市における現状を踏まえ、様々な取組みを推進してきました。

武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画では、このことを踏まえ、学校図書館の更なる充実と図書館が連携強化をすることで、本市の子供読書活動の前進を目指した計画を策定しました。

また、読書活動を推進する上で家庭での教育、協力も重要です。まだ一人で本を読むことができない幼い子供に家族が読んであげたり、図書館に出かけたりするなどの動機付けも大切なことです。

私たち大人は、あらゆる機会を通じて子供たちの読書環境の整備を進める必要があります。これからの時代を担う子供たちが大人になり、社会に出たときに、豊かで健全な社会を築くためにも、多くの読書の機会を提供したいと考えています。

それは、強制されるものではなく、最初は楽しく、子供の意思で読書の世界に親しめるようになることが理想であり、そのような環境づくりが重要だと考えます。

本市では、こうした願いをこめて、「武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画」（以下「第三次計画」という。）を策定しました。

第２　計画の目標

本計画では、子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書を行うことができるよう、子供の読書環境の整備を進めていくために、次の３つの目標を掲げます。

１	子供が、自主的に読書を行うことができるような読書環境を整備します。
２	学校と図書館が、より連携・協力を図り、子供読書活動を推進します。
３	武蔵村山市第二次教育振興基本計画の読書関連の計画を踏まえて本計画を推進します。

第３　計画の位置付け

本市では、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成１３年１２月１２日法律第１５４号）（以下「法律」という。）第９条第２項の規定に基づき、平成１９年２月に第一次計画を策定し、さらに平成２４年３月に第二次計画を策定し、子供の読書活動の推進に取り組んできました。第二次計画の計画期間が、平成２８年度末をもって終了することから、新たに第三次計画を策定します。

この計画は、「武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画」（平成２８年３月策定）、「武蔵村山市第二次教育振興基本計画」（平成２９年３月策定）、「武蔵村山市第四次生涯学習推進計画」（平成２９年３月策定）及び「武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画」（平成２７年３月策定）の内容に沿った計画としました。

また、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成２５年５月）や東京都が策定した「第三次東京都子供読書活動推進計画」（平成２７年２月）にも留意し、本市の現状を踏まえ策定したものです。

第４　計画の期間

この計画の期間は、平成２９年度から平成３３年度までの５年間とします。ただし、国や東京都及びその他の情勢の変化に応じて見直しを行い、子供たちにとってよりよい方向に改善していきます。

区　　分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
第四次長期総合計画後期基本計画	→	→	→	→	
第二次教育振興基本計画	→	→	→	→	→
第四次生涯学習推進計画	→	→	→	→	
第三次子供読書活動推進計画	→	→	→	→	→
子ども・子育て支援事業計画	→	→	→		

第２章　これまでの取組と課題

第１　武蔵村山市の子供とその読書の現状と課題

１　全体の現状と課題

（１）子供の人口の推移

本市の１８歳までの子供の数は１３，５７４人（平成２８年１月１日現在）で、総人口（７２，２４３人）の１８．８％になります。これを５年前の平成２３年１月１日現在と比較すると子供の総人口に対する割合は、０．９ポイント減少しています。また、小学生から高校生までの人口数は増加しているものの０歳から６歳までの人口数は、１４．１％減少しています。

【表１】武蔵村山市の人口の推移[1]　　各年１月１日現在（単位：人）

年齢区分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
0 歳～ 6 歳	5,098	5,006	4,896	4,756	4,530	4,379
7 歳～12 歳	4,481	4,555	4,730	4,681	4,679	4,678
13 歳～15 歳	2,151	2,171	2,184	2,171	2,238	2,337
16 歳～18 歳	2,136	2,122	2,148	2,205	2,208	2,180
総 人 口	70,469	70,770	72,101	72,169	72,092	72,243

（２）子供読書活動の関連施設

現在、市内には、認可保育所１３園、幼稚園４園、小学校９校及び中学校５校の計１４校（小中一貫校を含む。）、高等学校３校並びに都立特別支援学校が配置されています。さらに、子供の関連施設として、保健相談センター、同お伊勢の森分室、児童館６館、学童クラブ１３か所、子ども家庭支援センター、図書館（地区図書館を含む。）６館、歴史民俗資料館、同分館、公民館、同分館、地区会館７館、市民会館等が配置されています。

（３）課題

子供の読書については、年齢が上がるにつれて、読書離れが顕著となる傾向があります。全国学校図書館協議会と毎日新聞社が行った「第６２回学校

[1]　人口：本市『統計書』より。平成２４年８月以降は、住民基本台帳法の改正に伴い、日本人と外国人を併せた数字。

読書調査」（平成２８年６月調査）では、５月１か月間に１冊も本を読まなかった小学生は４．０％、中学生は１５．４％、高校生は５７．１％となっています。本市の図書館の貸出数からも、平成２４年度と平成２７年度を比較すると、貸出数は減少しているため、読書離れの傾向が見られます。

小・中学生が、自分自身で読みたい本と出会い、読書の楽しさを知るにはどうしたらよいのか、自主的な読書につなげるには何が必要なのかが課題となっています。

【表２】図書館貸出数　（単位：冊）

年齢区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
0歳～ 6歳	20,014	18,803	19,658	18,999	19,479
7歳～12歳	62,215	64,541	57,331	57,782	55,737
13歳～15歳	7,253	7,845	6,479	6,549	4,115
16歳～18歳	4,410	3,757	2,700	2,541	2,864

２　施設ごとの現状

（１）図書館

図書館は、主に学校の近隣に設置されているため、特に小学生の利用が多くなっています。平成２７年度の小・中学生の一人当たり年間貸出数は、小学生が１１．９冊、中学生が１．８冊となっており、平成２３年度と比べて小学生が１．８冊、中学生が１．５冊減少していますが、平成２４年度から小・中学校へ図書館交換便による図書等の運搬を開始したことから、団体貸出の利用は増加しています。【表２・表１０参照】

ア　資料の収集

資料の収集は、毎年児童書を約３，０００冊購入していますが、新刊書の購入のほか、利用が多く傷んだ図書の買い替えや内容が古くなった知識の本などの更新に努めています。また、読み聞かせに使用する大型絵本も積極的に収集し、保育所等で活用されています。

なお、電子書籍については、汚破損、延滞及び紛失がなく本を置く場所を取らないという管理面での大きなメリットがあるとともに、文字の大きさを変えられることや画面の色を反転できるなど、視力が弱い方に有効な機能があります。

しかし、初期導入経費の問題やコンテンツが少ない（特に児童書）などの課題があり、導入には至っておりません。

【表３】児童書購入冊数　（単位：冊）

区　分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
購入冊数	3,535	2,816	3,073	3,059	2,919

【表４】蔵書冊数　（単位：冊）

区　分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
蔵書冊数	290,406	294,212	298,839	304,060	308,157
うち児童書	118,487	119,947	122,023	123,088	123,537

イ　資料相談[2]・読書相談[3]

資料相談や読書相談は、学校図書館の充実とともに子供が図書館の利用方法を理解した上で相談に来ることが多くなっています。また、学校からの問い合わせが多くなり、図書館で資料を紹介し貸出しも増加しています。

ウ　行事

おはなしの会[4]は、図書館ボランティアの協力を得て平成２７年度から夏休みに開催回数を徐々に増加させています。絵本や紙芝居の読み聞かせの他にストーリーテリング[5]、手遊び、指遊び、わらべうたなども行っています。さらにボランティアが作成した布の絵本を使ったおはなしもあり、参加した子供が、実際に触って楽しむこともできます。しかし、参加者は、毎回８人前後でほぼ横ばいの状況です。

また、毎年ボランティアのステップアップ講座を開催し、読み聞かせの技術の向上に努めています。今後もより質の高いおはなしの会の開催を目指します。

【表５】おはなしの会参加状況

区　　分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
開催回数　（回）	108	106	101	108	110
参加人数　（人）	913	910	797	954	870
１回当たり参加人数（人）	8.5	8.6	7.9	8.8	7.9

2　資料相談：「○○について知りたい。」「△△とはどういうことか。」などの質問に対し、職員がそれに適した資料を紹介すること。

3　読書相談：「怖い本が読みたい。」などの質問に対して、その子供にあった本を紹介すること。

4　おはなしの会：通常毎月１～２回、小学生以下の子供に対して主に絵本や紙芝居の読み聞かせを行っている。

5　ストーリーテリング：「素ばなし」とも言い、演者が物語や昔話を子供たちに語ること。

【表６】ステップアップ講座開催回数及び受講者数

区　　分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
開催回数　（回）	3	2	3	3	3
延べ受講者数　（人）	39	36	47	76	49

【表７】ステップアップ講座内容

年　度	内　　容	講　師
平成23年度	乳幼児絵本の選び方	渡辺　順子氏
平成24年度	おはなしの会でわらべうたを	江森　隆子氏 髙森　久子氏 西久保静江氏
平成25年度	おはなしの会で読む絵本の選び方	木村　文代氏
平成26年度	作品の背景、作品が生まれるまで	片山　　健氏
	読む本（絵本）をどう選ぶか	手島　一惠氏
平成27年度	おはなしの会に活かそう　歌や小道具	高田千鶴子氏

エ　ブックスタート[6]事業

保健相談センターお伊勢の森分室で実施する３～４か月児健康診査の時に、図書館職員が出向き、ブックスタート事業として５冊の絵本の中から１冊を乳児にプレゼントし、簡単な読み聞かせを行っています。また、保健相談センターで実施する３歳児健康診査の際は、図書館職員がおすすめ本のリストの配布や展示を行い、読み聞かせを行っています。

オ　広報

新刊の児童書を紹介した壁新聞（図書館のホームページにも掲載）「ぷちぷちしんぶん」（月刊）や夏休みにおすすめの本のリスト「ねえねえこの本しってる？」（年刊）を発行し、小学生に配布しています。

また、「教育むさしむらやま」にもテーマを決めて本の紹介をしています。

図書館の周知用ポスターについては、保育所、幼稚園及び小学校に掲示を依頼するとともに、小学１年生には、図書館の利用案内を配布しています。

さらに、図書館が所蔵している小学生向けの伝記や小学校の国語教科書に紹介された図書は、電子データでリストを学校に配布しています。

6　ブックスタート：乳児に図書館からメッセージを添えて絵本をプレゼントし、絵本を通じて保護者と乳児のふれあいの大切さを伝える事業。

カ　子供関連施設への援助

小・中学校を中心に団体貸出[7]、資料相談及び読書相談等の様々な援助を行っています。

キ　ＹＡ（ヤングアダルト）サービス[8]

ＹＡサービスについては、中学生及び高校生を読書に結び付ける重要な取り組みのため、今後実施方法等を検討する予定です。

ク　子供の職場体験[9]

毎年、市内の中学校から職場体験の生徒を受け入れ、職場体験の傍ら図書館の利用方法及び本の探し方なども紹介しています。

ケ　障害児サービス・多文化サービス[10]

障害児へのサービスは、平成２７年度に都立村山特別支援学校からの依頼で、図書館の職員が出向いて、絵本等の読み聞かせを２回行いました。平成２８年度も引き続き実施しており、子供たちに楽しんでもらえる読み聞かせに努めていますが、施設以外の障害児に対するサービスについては、検討課題です。

また、多文化サービスは、残堀・伊奈平地区図書館で児童向けの洋書の収集に努めていますが、英語以外の言語については、今後収集を検討します。

（２）保健相談センター・保健相談センターお伊勢の森分室

現在、保健相談センターお伊勢の森分室で年１８回行われている３～４か月児健康診査及び保健相談センターで行われている３歳児健康診査時に健診の待ち時間を利用して、図書館職員によるブックスタート事業を実施しています。

7　団体貸出：保育所、幼稚園、学校及び児童館等へ、１団体１か月１００冊まで貸し出す。

8　ＹＡ（ヤングアダルト）サービス：ヤングアダルトとは、子供と大人の中間に当たる世代（一般的には中学生及び高校生）を言う。図書館では、児童サービスとは別に独立のサービスと位置付けられることが多い。

9　職場体験：中学校及び特別支援学校の生徒が、実際に図書館で２～３日間実務を体験するもの。

10　多文化サービス：在住外国人に対して行う図書館サービス。

【表８】３～４か月児健診時ブックスタート絵本配布冊数　　（単位：冊）

区　　分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
配布冊数	588	561	494	521	537

（３）子ども家庭支援センター

毎月１回、図書館の職員と図書館ボランティアが出向いて、乳幼児とその保護者へ絵本の読み聞かせや、わらべうた、手遊び、指遊びを行っています。

（４）保育所・幼稚園

図書館の団体貸出を利用して、絵本の読み聞かせ等が行われています。

また、図書館に来館して、園児たちが絵本を借りる練習をすることもあり、このような体験から図書館の利用につながっています。

（５）小学校・中学校

ア　運営全般

小・中学校では、平成２１年７月に学校司書が配置され、各校の学校図書館活用計画に基づき、読書活動が円滑に推進できる体制整備が進み、蔵書数の充実や読書週間、朝読書等、読書の習慣付けの取組が行なわれた結果、利用の増加につながりました。平成２３年度と平成２７年度の貸出数を比較すると、小学校では、約１．３倍に増加しています。また、中学校では、約４．０倍に増加しています。

このことは、小学校における教員や学校司書の働きかけによって、読書習慣が身についた児童が、中学校に進学してからも学校図書館を利用していると言えます。

また、毎年学校図書館担当教員と学校司書からなる学校図書館活用協議会を年３回開催し、各学校の活動報告や課題などを研究しています。

その他に学校司書連絡会を年７回開催し、研修及び学校司書マニュアル（平成２８年５月１日）に基づく確認、情報交換を行っています。

【表９】学校図書館貸出数　　（単位：冊）

区　分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校	143,808	161,579	171,730	183,347	193,250
中学校	6,570	12,310	18,685	25,216	26,551

イ　資料の管理

学校図書館の蔵書管理のシステム化については、導入までに相当な費用を必要とすることが課題となり、導入には至っておりません。しかし、蔵書目録が完全に整備されていないため、所蔵の有無や、他校の所蔵状況が分からないなど、引き続き導入に向けた検討が必要です。

学校の必要とする資料のうち、学校図書館の蔵書では不足する場合は、図書館から借りています。月に１回図書館からの交換便が学校を巡回し、資料を運搬しています。クラス単位や教科ごとに利用し、小学校を中心に大いに利用しています。

【表１０】小・中学校への団体貸出冊数　（単位：冊）

区　分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校	2,034	2,391	2,781	2,982	5,239
中学校	375	162	399	346	255
合　計	2,409	2,553	3,180	3,328	5,494

ウ　資料の収集

毎年、図書の収集に努めた結果、各学校の蔵書数は、国の蔵書基準[11]を満たしています。学校図書館は、学校の授業に必要な図書を収集することが第一です。利用が多いために汚破損が生じたり、学習指導要領の改定等で利用されなくなる資料もあり、蔵書の更新に努めています。

【表１１】学校図書館蔵書数　（単位：冊）

区　分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校	107,390	107,580	106,773	105,318	105,940
中学校	48,292	50,277	56,569	60,117	62,578

エ　読み聞かせ

小学校では、教員、学校司書及び学校ボランティアによる読み聞かせがさかんに行われています。

また、中学生の生徒及び高学年の児童が、小学校（小学部）低学年クラスで読み聞かせを行うなどの活動を行っています。

11　国の蔵書基準：平成５年３月に文部科学省が定めた学校図書館に整備すべき蔵書の標準。

オ　ブックトーク[12]・アニマシオン[13]

ブックトークは、一部の学校で行われていますが、アニマシオンは、本を読んだ上でゲーム的手法を取り入れ、内容の理解を深めることから、その取り組み方が検討されています。

カ　朝読書[14]

朝読書は、読書活動を通して、本に親しむ習慣や読書時間を確保することを目的として、多くの小・中学校で実施されています。

キ　資料相談・読書相談

学校司書が全校に配置されたことから、資料相談・読書相談が増加しました。相談の内容によっては、図書館へ調査を依頼することもあります。

ク　図書の展示

各学校で季節ごと、話題のテーマ（オリンピック・パラリンピックなど）ごとに展示を行っています。ディスプレイなど工夫をこらして子供たちに読書への関心を喚起しています。中学校では、図書委員の生徒が関わっている学校も多く、学校図書館の利用増加につながっています。

ケ　広報

市全体で保護者向けに「武蔵村山市立小・中学校　学校図書館だより」を年２回発行しているほか、多くの学校で独自の学校図書館だよりを発行しています。

（６）児童館・学童クラブ

図書館が併設されている学童クラブでは、在籍している児童たちに図書館で開催されるおはなしの会への参加を呼び掛けています。毎回楽しみにしている子供もいて、絵本に親しむ良い機会となっています。

平成２７年度から、子育て支援課においてお伊勢の森児童館と山王森児童館等で、就学前の乳幼児及びその保護者を対象とした居場所づくりを目的とした絵本読み聞かせ事業を行っています。絵本の読み聞かせのほか、簡単な育児相談及び保護者同士の情報交換を実施しました。平成２７年度は、読み

12　ブックトーク：ある特定のテーマで本を数冊紹介するもので、一部を読んだり、本の表紙を見せるもの。

13　アニマシオン：教員等が読み聞かせをした上で、ゲーム的な手法を取り入れて、児童・生徒に本の内容についての理解を深めたり、読書意欲を高めたりすることを目指す方法。

14　朝読書：朝の始業前の１０分間に、児童及び生徒が、自分の読みたい本を読む活動。

聞かせ回数は、延べ４０回、参加者は８０１人でした。

（７）市民会館・公民館・歴史民俗資料館・歴史民俗資料館分館

毎年子供向けのさまざまな行事を行っています。今後図書館と連携して本の紹介などが可能か検討する必要があります。

【表１２】公民館事業

年　度	講　座　名　称	参加人数
平成 24 年度	夏休み親子で木工作（8 月 19 日）	親子 9 組
	第一回武蔵村山市立中学校百人一首大会	20 人
平成 25 年度	親子のためのお菓子作り（8 月 4 日）	14 人
	第二回武蔵村山市立小中学生百人一首大会（12 月 21 日）	97 人
平成 26 年度	第三回武蔵村山市立小中学生百人一首大会（12 月 13 日）	174 人
平成 27 年度	じゃれつき遊び講座（平成 27 年 11 月 27 日） （平成 27 年 12 月 15 日） （平成 28 年 1 月 22 日） （平成 28 年 1 月 26 日）	18 人 16 人 17 人 17 人
	第四回武蔵村山市立小中学生百人一首大会（12 月 12 日）	121 人

【表１３】歴史民俗資料館事業

年　度	講　座　名　称	参加人数
平成 24 年度	星空観察会（8 月 18 日）	26 人
	子ども体験教室「石器をつくろう」（8 月 4 日）	29 人
平成 25 年度	星空観察会（8 月 17 日）	43 人
	子供体験教室「ぶらっと探検！武蔵村山今むかし」（8 月 3 日）	3 人
平成 26 年度	星空観察会（8 月 16 日・17 日）	66 人
	夏休み子ども体験教室「自然を染めよう」（8 月 23 日）	20 人
平成 27 年度	星空観察会（8 月 8 日）	28 人
	夏休み子ども体験教室「自然を染めよう」（8 月 29 日）	18 人

第３章　第三次計画の取組

第１　全体

１ 施設

（１）施設の有効活用

本市では、小・中学生が利用することの多い児童館・図書館は、それぞれ６館設置されており、歩いて行ける場所にあります。この利点を最大限活用できる計画の実現を目指します。

◆ **図書館をはじめ、関係施設を読書活動の拠点として活用します。**
＜拡充＞

２　体制づくり

計画を実施するに当たり、以下の体制づくりが必要です。

（１）専門的職員の配置

図書館職員は、その専門性を高めるために研修や自己研さんに努めるとともに、子供や保護者をはじめ学校や他の施設の職員に対し積極的にサービスを提供します。

◆ **図書館に専門的な知識と経験のある職員の配置に努めます。**
＜拡充＞

◆ **職員の研修の機会を増やし、その専門性を高め、サービスの質を高めます。**＜拡充＞

（２）学校図書館の教職員の配置

学校図書館担当教員、司書教諭及び学校司書は、学校図書館の運営（資料の選定、整理、貸出、返却、廃棄、その他庶務）に当たるとともに、教科の教諭と連携をとりながら、授業と関連した資料を提供したり、児童・生徒、教職員の資料相談・読書相談に取り組みます。

- ◆ **学校司書の配置を引き続き行い、週４日配置とします。**
  ＜継続＞
- ◆ **学校図書館担当教員、司書教諭及び学校司書の学校図書館に関する研修の機会を増やします。**＜拡充＞

（３）市民との協働

図書館では、おはなしの会を各館毎月１～２回開催しています。開催回数を更に増やすため、引き続き市民ボランティアの協力を得て充実させていきます。また、市民ボランティア・学校図書館・図書館の３者による「子供読書活動推進連絡会」を開催し、情報の共有化を図ります。

- ◆ **図書館は、図書館、学校図書館に関係するボランティアの育成・支援を行います。**＜継続＞
- ◆ **図書館のおはなしの会は、職員と市民ボランティアの協働により充実に努めます。**＜拡充＞
- ◆ **ボランティア・市民活動センター「ほほえみ」との連携を図ります。**＜継続＞
- ◆ **子供読書活動推進連絡会を開催し、情報の共有化を図ります。**
  ＜継続＞

３　情報の共有化

市報、ホームページ、ＳＮＳ[15]等を活用して市民に周知を行い、子供の利用の促進を図ります。

◆　**市役所・図書館のホームページやＳＮＳ等を活用します。**
＜継続＞

◆　**市報等紙媒体による広報活動を行います。**＜継続＞

[15]　ＳＮＳ　Social Networking Service の略称。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

第２　施設ごとの取組

１　図書館

図書館は、子供読書活動の拠点として、その環境整備を引き続き行うとともに、小・中学校や他の公共施設の読書活動を支援します。

（１）資料の収集

子供にとって、図書館に魅力のある資料を揃えることが大切です。新しい資料を整備することにより、読書意欲を高め、効果的に活用できるようにする必要があります。

電子書籍は、平成１９年１１月に東京都千代田区が導入して以来、全国で６０弱の自治体で導入（都内では、豊島区が平成２８年４月からで２例目）されています。そのため、本計画の今後５年間の間に価格の動向や図書館で貸出可能なコンテンツの増加が期待されることから、導入のための情報収集に努めます。

- ◆　**乳児から幼児向け絵本等の充実に努めます。**＜継続＞
- ◆　**小・中学生の読書・調べ学習に関する資料の幅広い収集を行います。**＜継続＞
- ◆　**子供に魅力のある、役立つ資料構成を目指します。**＜継続＞
- ◆　**子供向けの電子書籍導入について検討します。**＜検討＞

（２）資料相談・読書相談

「○○について知るには、どの本を読んだらいいかわからない。」「△△について書かれた本をもっと読みたい。」「読みたい本が分からない。」など、図書館の職員が子供の相談に応じて援助します。

- ◆　**子供だけでなく大人からも、子供の本に関する相談を受けます。**＜継続＞
- ◆　**小・中学生の調べ物の援助をします。**＜拡充＞
- ◆　**保護者に対して、読み聞かせに向く絵本等の紹介を行います。**＜継続＞
- ◆　**資料相談・読書相談に十分対応できるよう、職員の研修に努めます。**＜継続＞

（３）行事

読書に慣れていない子供の読書への動機付けの一環として、おはなしの会等の楽しめる行事を引き続き行います。

- ◆ おはなしの会の開催の充実に努めます。＜継続＞
- ◆ 対象年齢ごとに（幼児や小学生など）おはなしの会を開催します。＜継続＞
- ◆ 読み聞かせ以外に、パネルシアター・手遊び・ストーリーテリングなど演目の充実を図ります。＜継続＞

（４）ブックスタート事業

乳幼児のときから、親子でおはなしや絵本に親しむことは、子供の健全な成長に役立つことから、引き続き実施します。

- ◆ 絵本のプレゼント、ブックリストを配布します。＜継続＞
- ◆ 乳幼児絵本の読み聞かせ、手（指）遊びを実施します。＜継続＞
- ◆ 保護者へのミニ講座を実施します。＜継続＞

（５）読書への動機付け

図書館を知らない保護者や子供に図書館のことを知ってもらい、利用を促進します。

また、近年各地の図書館で、読書通帳[16]の導入により、子供の利用が大幅に増加したという事例が報告されています。図書館総合情報システム入替時に各地の状況を調査し、その導入について検討します。

16　読書通帳：自分が借りている資料を読書通帳に機械で印字して読書記録を残すもの。現在、銀行のＡＴＭのような記帳方式とシールで印字したものを貼り付けるお薬手帳方式の２種類がある。

- ◆ 保育所、幼稚園、小学校、中学校等の施設に図書館利用を呼びかけるポスターを掲示します。＜継続＞
- ◆ 新しく小学校１年生になった児童に、図書館利用案内を配布します。＜継続＞
- ◆ 年代別（幼児、小学生、中学生向）の子供向けの本のリストを作成し、配布対象を拡大します。＜検討＞
- ◆ 市の広報を通じて、保護者等に図書館の利用促進を呼びかけます。＜継続＞
- ◆ 市役所や図書館のホームページでのお知らせの充実を図ります。＜継続＞
- ◆ 季節や行事等のテーマを設定して本の展示を行います。さらに、子ども読書の日[17]の前後に児童書の展示等を行います。＜継続＞
- ◆ 読書通帳の導入について検討します＜検討＞【新規】

（６）子供関連施設への援助

子供の読書活動を推進するためには、図書館だけでは限界があります。図書館は子供に関わる学校や児童館等の関連施設へ様々な支援・働きかけをします。

- ◆ 学校図書館へ資料の運搬を引き続き行います。＜継続＞
- ◆ 保育所、幼稚園、小・中学校等が購入する資料の選定について、助言をしたり、リストを作成したりします。＜継続＞
- ◆ 保育所、幼稚園、小・中学校等からの図書館訪問・見学などの受入れの充実に努めます。＜拡充＞
- ◆ 要請のあった保育所、幼稚園、小・中学校等へ「出前おはなしの会」の機会の増加を図ります。＜拡充＞
- ◆ 保育所、幼稚園、小・中学校等に対し引き続き団体貸出を行い、その周知と充実を図ります。＜拡充＞
- ◆ 図書館の廃棄資料の再活用については、保育所、幼稚園、小・中学校等を優先して行います。＜継続＞

[17] 子ども読書の日：法律第 10 条の２に、４月 23 日と定められている。

（７）ＹＡ（ヤングアダルト）サービス

体も心も大きく変化していく思春期の子供へのサービスも重要です。
このサービスについては、今後検討を進めていきます。

◆　青少年のボランティアも視野に入れたＹＡサービスの具体化を検討します。＜検討＞

（８）子供の職場体験

子供が図書館で実際に行っている仕事を見学したり体験することは、図書館の仕組みをよく知ることでもあり、その利用につながると期待されることから、引き続き子供の職場体験を受け入れます。

◆　中学生の職場体験や職場訪問等を受け入れます。＜継続＞

（９）障害児サービス・多文化サービス

特別な支援を必要とする子供や日本語を理解できない子供の支援については、関連する資料の収集に努め、学校等に出向いて絵本等の読み聞かせを行います。

◆　ボランティアの協力も含めて、検討します。＜検討＞
◆　特別支援学校へ出向き「出前おはなしの会」を開催します。＜実施＞【新規】
◆　布の絵本（さわる絵本)、点字図書等の収集に努めます。＜実施＞【新規】
◆　洋書（絵本及び物語）の収書に努めます。＜実施＞【新規】
◆　障害を持つ子供に役立つ資料や日本語を理解するための資料の収集に努めます。＜実施＞【新規】

2　保健相談センター・保健相談センターお伊勢の森分室

健康診査等で来所した機会を捉え、乳幼児や保護者に対して、読書に親しむきっかけをつくります。

（1）ブックスタート事業

◆　図書館が実施する乳幼児へのブックスタート事業に協力します。＜継続＞

（2）絵本等に親しめる環境づくり

妊婦期から幼児期まで切れ目のない子育て支援を行うために、保健相談センターお伊勢の森分室の１階に設置された「ハグはぐ・むらやま」や待合室等に絵本等を置き、妊婦の方や乳幼児が絵本に親しめるようにします。

◆　「ハグはぐ・むらやま」に、絵本等を置き、妊婦の方や乳幼児が絵本に親しめるようにします。＜実施＞【新規】
◆　待合室等に絵本等を置き、乳幼児が絵本に親しめるようにします。＜継続＞

3　子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターに来所した乳幼児や保護者に対して、読書に親しむきっかけをつくります。

（1）絵本等に親しめる環境づくり

親子が集まる機会を大切にしながら、ごく自然に絵本等に出会えるような環境を整えます。

◆　図書館の団体貸出等を利用し、絵本に親しめるようにします。＜継続＞
◆　図書館からの「おはなしの会」の受け入れをします。＜継続＞

4　保育所・幼稚園

保育所及び幼稚園が多様な読書活動をしていくためには、図書館と緊密な連携が大切です。保育所及び幼稚園において図書館の豊富な絵本や紙芝居の利用の促進を図ります。

（1）絵本等に親しめる環境づくり

保育所及び幼稚園では、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を行うことが期待されています。

多くの保育所及び幼稚園では、日常の保育の中で、絵本や紙芝居の読み聞かせを行います。

- ◆　**保育所・幼稚園の読書活動の推進を図るため、図書館の団体貸出を促進します。**＜拡充＞
- ◆　**保育所及び幼稚園に図書館作成のブックリストを送付するとともに、図書館への来館を呼び掛けます。**＜拡充＞

5　小学校・中学校

小・中学校は、児童・生徒たちが最も長く時間を過ごす場所です。読書活動を推進するための重要な拠点であり、その整備を一層推進します。

（1）運営全般

各学校は、「学校図書館活用に関わる全体計画」（以下「学校図書館活用計画」という。）を作成し、学校図書館担当教員、司書教諭及び学校司書などが連携し、児童・生徒の読書活動を推進します。

学校図書館活用協議会及び学校司書連絡会を開催し、研修及び情報交換を行います。

- ◆　**毎年「学校図書館活用計画」を作成します。**＜継続＞
- ◆　**学校図書館活用協議会及び学校司書連絡会を開催し、研修や情報交換の場とします。**＜実施＞**【新規】**

（２）資料の管理

学校図書館の蔵書の管理をシステム化することにより、一層効率的な管理が実現されます。また、オンライン化により学校図書館同士の相互貸借が円滑に行われることが期待されます。蔵書に関する資料のデータベース化を図り、各学校間及び図書館とオンラインで結ぶことを検討します。

また、学校が図書館から団体貸出の活用を一層促進できるようにするため、運搬の手段を引き続き確保します。

- ◆ **学校図書館のシステム化を検討します。**＜検討＞
- ◆ **学校と図書館との資料の運搬手段を確保します。**＜継続＞

（３）資料の収集

子供に魅力のある学校図書館にするため、資料の更新（購入及び整理）に努めます。

- ◆ **古典や新作を含めた良質な児童文学書を収集します。**＜拡充＞
- ◆ **調べ学習に対応できる資料（特に時事問題）の整備に努めます。**＜拡充＞
- ◆ **教科書に紹介された図書を可能な限り収集します。**＜継続＞
- ◆ **中学校では、大人への橋渡しができるような資料の整備に努めます。**＜拡充＞
- ◆ **利用が多くて傷んだ本や情報が古くなった資料を更新します。**＜継続＞

（４）読み聞かせ

小学校低学年のうちは、まだ自分で本を読むことが難しい場合があります。

また、高学年や中学生でも、普段手に取らないような本を読み聞かせることにより、読書の関心や意欲を高めるきっかけとなることが期待されます。学校では、教員、学校司書及び保護者等ボランティアが読み聞かせを、引き続き行います。

◆　各学校では、本の読み聞かせを推進します。＜継続＞
◆　教員、学校司書及び保護者等ボランティアを対象に読み聞かせの講習会（勉強会）の開催を検討します。＜検討＞

（５）ブックトーク・ビブリオバトル[18]

ブックトーク・ビブリオバトルは、読書の動機付けとして効果があるとされていることから、その読書活動を推進します。

◆　学校では、ブックトークを推進します。　＜継続＞
◆　ビブリオバトルの実施について検討します。　＜検討＞【新規】
◆　教職員、学校司書、保護者を対象にブックトーク等の講習会（勉強会）を開催します。＜検討＞
◆　学校図書館は、児童・生徒のために、その対象となる資料を提供します。＜継続＞

（６）朝読書

朝読書は、児童・生徒が本を読むきっかけとなると言われ、多くの小・中学校で、引き続き実施します。

◆　朝読書を引き続き実施していきます。＜継続＞

（７）資料相談・読書相談

学校図書館と図書館の大きな違いは、学校図書館は学校の授業に必要な資料をそろえている施設ということです。そのため、教員や児童及び生徒からの資料相談や読書相談に対応できるよう取り組みます。

◆　司書教諭及び学校司書が資料相談や読書相談に対応できるよう資料を充実させるとともに、その技術を身に付けるための研修を行います。＜実施＞

18　ビブリオバトル：複数名で自分が読んで人に薦めたい本を時間制限内で紹介し、聴者が一番読みたくなった本を投票等で決めるゲーム。

（８）図書の展示

学校図書館では、季節ごとにディスプレイを変えるなど、子供にとって居心地の良い空間を作ることで、展示スペースを有効に活用して、新しく入った図書を紹介したり、季節のテーマを定めて図書を展示したりして、子供が読書に関心を持つよう工夫します。

◆ **児童及び生徒が、学校図書館を利用したくなるようなディスプレイなどを工夫します。**＜継続＞

◆ **児童及び生徒が、興味を示すよう展示を行い、読書への関心を高めます。**＜継続＞

（９）広報

現在、武蔵村山市学校図書館活用推進プロジェクト学校図書館だより編集委員会（編集委員長：教育センター参与兼教授）を中心に「武蔵村山市立小・中学校　学校図書館だより　－本で育つ　本でつなぐ－」を発行し、保護者や関係機関に配布周知に努めていますが、独自に広報誌を発行している学校もあります。家庭における子供への読書活動のきっかけとして、保護者に読書への啓発を図ります。

◆ **「学校図書館だより」等を定期的に発行し、児童、生徒及び保護者に読書への啓発を図ります。**　＜継続＞

6　児童館・学童クラブ

来館・通所した子供たちに対して、読書への働きかけをします。

（１）読書に親しめる環境づくり

児童館で就学前の乳幼児及びその保護者を対象とした絵本の読み聞かせを引き続き行います。

また、児童館の図書室をより充実させて、読書に親しめるようにします。

◆　児童館で絵本の読み聞かせ等を行います。＜実施＞【新規】
◆　子供に親しみやすい資料を引き続き収集し、利用に努めます。＜継続＞
◆　図書館との併設館では、連携して「おはなしの会」への参加を呼びかけます。＜継続＞

7　市民会館・公民館・歴史民俗資料館・歴史民俗資料館分館

生涯学習施設においても子供への読書活動の推進を行います。

（1）講演会・講座の開催

保護者に対する啓発活動は、子供の読書活動を推進する上で欠かせません。保護者自身が読書する意欲を持てるような講座等について検討します。

◆　保護者を対象とした児童文学等に関する講座の開催について検討します。＜検討＞

（2）子供向けの講座の開催

読書を通して身に付けた知識等を、実際に体験できるようにすることが大切です。科学実験や野外観察会等への参加を通して、更に読書への意欲が高められるようにします。

◆　「科学あそび」「工作教室」「野外観察会」等の講座を開催します。＜継続＞
◆　ボランテイアの活用について検討します。＜検討＞

第４章　計画の推進と評価

本計画は、子供の教育や育成に携わる市の関係各課が、それぞれの分野で、子供の読書活動の推進のための事業を実施し、読書環境の整備・充実に努めていきます。

そのため、本計画の推進にあたっては、各取組事業の所管課による評価を行い、その後関係各課において点検・評価を行い、必要に応じて事業内容等の計画の見直しを行います。

計画の取組一覧

計画の取組一覧

第１　全体

１　施設

（１）施設の有効活用

事　業　名	事業の方向性	所管
施設の有効活用	拡充	各課

２　体制づくり

（１）専門的職員の配置

事　業　名	事業の方向性	所管
図書館に専門的職員の配置	拡充	図　書　館
専門研修の実施	拡充	図　書　館

（２）学校図書館の教職員の配置

事　業　名	事業の方向性	所管
学校司書の配置	継続	教育指導課
教職員の専門研修の実施	拡充	教育指導課

（３）市民との協働

事　業　名	事業の方向性	所管
ボランティアの育成・支援	継続	図　書　館
おはなしの会の充実	拡充	図　書　館
ボランティア・市民活動センターとの連携	継続	協働推進課
		図　書　館
子供読書活動推進連絡会等の開催	継続	図　書　館

３　情報の共有化

事　業　名	事業の方向性	所管
市役所・図書館のホームページやＳＮＳの活用	継続	秘書広報課
		図　書　館
市報等の紙媒体による広報活動	継続	秘書広報課
		図　書　館

第２　施設ごとの取組

１　図書館

（１）資料の収集

事　業　名	事業の方向性	所管
乳幼児向けの絵本等の充実	継続	図　書　館
小･中学生向け読書・調べ学習用資料の収集	継続	図　書　館
魅力があり役立つ資料の構成	継続	図　書　館
子供向け電子書籍導入の検討	検討	図　書　館

（２）資料相談・読書相談

事　業　名	事業の方向性	所管
子供の本に関する相談の受付	継続	図　書　館
調べ学習の援助	拡充	図　書　館
保護者への読み聞かせに向く絵本等の紹介	継続	図　書　館
研修の実施	継続	図　書　館

（３）行事

事　業　名	事業の方向性	所管
おはなしの会の開催の充実	継続	図　書　館
おはなしの会の対象年齢（幼児･小学生）ごとの開催	継続	図　書　館
おはなしの会の演目の充実	継続	図　書　館

（４）ブックスタート事業

事　業　名	事業の方向性	所管
絵本のプレゼント、ブックリストの配布	継続	図　書　館
絵本の読み聞かせ、手（指）遊びの実施	継続	図　書　館
ミニ講座の実施	継続	図　書　館

（５）読書への動機付け

事　業　名	事業の方向性	所管
図書館利用啓発ポスターの掲示	継続	図　書　館
図書館利用案内の配布	継続	図　書　館
図書リストの配布対象の拡大	検討	図　書　館
広報による保護者等への啓発	継続	図　書　館
ホームページでの広報の充実	継続	図　書　館
テーマを設定して本の展示	継続	図　書　館
読書通帳導入の検討　【新規】	検討	図　書　館

（６）子供関連施設への援助

事　業　名	事業の方向性	所管
学校図書館へ資料の運搬	継続	図　書　館
資料選定の助言・リストの作成	継続	図　書　館
図書館訪問・見学の受入れの充実	拡充	図　書　館
出前おはなしの会の機会の増加	拡充	図　書　館
団体貸出の充実	拡充	図　書　館
図書館廃棄資料の再活用	継続	図　書　館

（７）ＹＡ（ヤングアダルト）サービス

事　業　名	事業の方向性	所管
ＹＡサービスの検討	検討	図　書　館

（８）子供の職場体験

事　業　名	事業の方向性	所管
中学生の職場体験の受入れ	継続	図　書　館

（９）障害児サービス・多文化サービス

事　業　名	事業の方向性	所管
ボランティアの協力を検討	検討	図　書　館
特別支援学校へ「出前おはなしの会」の開催【新規】	実施	図　書　館
布の絵本（さわる絵本）等の収集　【新規】	実施	図　書　館
洋書（絵本及び物語）の収集【新規】	実施	図　書　館
障害を持つ子供に役立つ資料や日本語を理解するための資料の収集　【新規】	実施	図　書　館

２　保健相談センター・保健相談センターお伊勢の森分室

（１）ブックスタート事業

事　業　名	事業の方向性	所管
乳幼児へのブックスタート事業の協力	継続	健康推進課

（２）絵本等に親しめる環境づくり

事　業　名	事業の方向性	所管
「ハグはぐ・むらやま」で絵本に親しめる環境づくり　【新規】	実施	健康推進課
乳幼児が絵本に親しめる環境づくり	継続	健康推進課

３　子ども家庭支援センター

（１）絵本等に親しめる環境づくり

事　業　名	事業の方向性	所管
絵本等の借受けと親しめる環境づくり	継続	子育て支援課
おはなしの会の受入れ	継続	子育て支援課

４　保育所・幼稚園

（１）絵本等に親しめる環境づくり

事　業　名	事業の方向性	所管
絵本等の借受けと読書活動の推進	拡充	子育て支援課
		子ども育成課
図書館作成のブックリストの受入れ	拡充	子育て支援課
		子ども育成課

５　小学校・中学校

（１）運営全般

事　業　名	事業の方向性	所管
学校図書館活用計画の作成	継続	教育指導課
学校図書館活用協議会及び学校司書連絡会の開催　【新規】	実施	教育指導課

（２）資料の管理

事　業　名	事業の方向性	所管
学校図書館のシステム化の検討	検討	教育総務課
学校への図書館資料の運搬	継続	教育指導課

（３）資料の収集

事　業　名	事業の方向性	所管
児童文学書の収集	拡充	教育総務課
調べ学習用の資料の整備	拡充	教育総務課
教科書に紹介された図書の収集	継続	教育総務課
大人への橋渡し関連資料の整備	拡充	教育総務課
資料の更新	継続	教育総務課

（４）読み聞かせ

事　業　名	事業の方向性	所管
読み聞かせの推進	継続	教育指導課
講習会（勉強会）の開催	検討	教育指導課

（５）ブックトーク・ビブリオバトル

事　業　名	事業の方向性	所管
ブックトークの推進	継続	教育指導課
ビブリオバトルの実施　【新規】	検討	教育指導課
講習会（勉強会）の開催	検討	教育指導課
対象資料の提供	継続	教育指導課

（６）朝読書

事　業　名	事業の方向性	所管
朝読書の実施	継続	教育指導課

（７）資料相談・読書相談

事　業　名	事業の方向性	所管
研修の実施	実施	教育指導課

（８）図書の展示

事　業　名	事業の方向性	所管
ディスプレイの工夫	継続	教育指導課
読書への関心を高める展示	継続	教育指導課

（９）広報

事　業　名	事業の方向性	所管
「学校図書館だより」等の発行	継続	教育指導課

６　児童館・学童クラブ

（１）読書に親しめる環境づくり

事　業　名	事業の方向性	所管
絵本の読み聞かせ等の実施　【新規】	実施	子育て支援課
資料の整備と利用	継続	子ども育成課
図書館のおはなしの会への参加	継続	子ども育成課

７　市民会館・公民館・歴史民俗資料館・歴史民俗資料館分館

（１）講演会・講座の開催

事　業　名	事業の方向性	所管
保護者対象の児童文学講座等の開催	検討	文化振興課

（２）子供向けの講座の開催

事　業　名	事業の方向性	所管
体験型講座の開催	継続	文化振興課
ボランティアの協力の検討	検討	文化振興課

資　　料

資料　1

子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号）

（目的）

第１条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第２条　子ども（おおむね１８歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第３条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第４条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第６条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第７条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第８条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本

計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第９条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第１０条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、４月 23 日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第１１条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

資料　2

武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成 28 年１月 12 日
訓令（乙）第４号

（趣旨）

第１条　子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第９条第２項の規定に基づき、武蔵村山市における子供の読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「武蔵村山市子供読書活動推進計画」という。）を策定するため、武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、武蔵村山市子供読書活動推進計画の原案を策定する。

（組織）

第３条　委員会は、委員８人で組織する。

２　委員は、健康福祉部子育て支援課長、同部子ども育成課長、同部子ども育成課児童担当課長、同部健康推進課長、教育部教育総務課長、同部指導・教育センター担当課長、同部文化振興課長及び同部図書館長をもって充てる。

（委員会）

第４条　委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第５条　委員会の会議（次項において「会議」という。）は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（作業部会の設置）

第６条　武蔵村山市子供読書活動推進計画の策定に関し必要な事項を調査研究させるため、委員会に作業部会を置く。

（作業部会の組織）

第７条　作業部会は、部会員９人で組織する。

２　作業部会は、第３条第２項の規定により委員に充てられた者がその所管事務に従事する主査の職にある職員のうちから指名する各１人の者及び教育部に置く指導主事のうち教育部長が指名する１人の者をもって充てる。

（作業部会）

第８条　作業部会に部会長を置き、部会員の互選により選任する。

２　部会長は、作業部会を代表し、作業部会の事務を総理する。

３　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、その職務を代理する。

（作業部会の会議）

第９条　作業部会の会議（次項において「会議」という。）は、部会長が招集する。

２　作業部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　作業部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（庶務）

第１０条　委員会及び作業部会の庶務は、教育部図書館において処理する。

附則

この要綱は、平成２８年１月１２日から施行する。

資料　3

武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会

委員名簿

役　職	氏　　名	職　　名	備　考
委員長	山　田　義　高	教育部文化振興課長	
職務代理	宮　沢　聖　和	健康福祉部健康推進課長	
委員	小　林　　真	健康福祉部子育て支援課長	
委員	乙　幡　康　司	健康福祉部子ども育成課長	
委員	長　谷　慶　一	健康福祉部子ども育成課児童担当課長	
委員	井　上　幸　三	教育部教育総務課長	
委員	小　嶺　大　進	教育部指導担当参事 （指導・教育センター担当課長事務取扱）	
委員	乙　幡　　孝	教育部図書館長	

作業部会員名簿

役　職	氏　　名	職　　名	備　考
部会長	古　川　敦　司	健康福祉部子ども育成課主査	
職務代理	内　田　朋　英	教育部教育総務課主査	
部員	阿　部　淳　一	健康福祉部子育て支援課主査	
部員	長　澤　純　一	健康福祉部子ども育成課児童館長	
部員	藤　木　聡　美	健康福祉部健康推進課主査	
部員	鳴　川　和　広	教育部教育指導課主査	
部員	村　上　正　昭	教育部教育指導課指導主事	
部員	比留間　　道	教育部文化振興課主査	
部員	国　分　一　也	教育部図書館主査	

資料　4

武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画策定経過

実施時期	会議等の名称・主な内容
平成２８年 １０月２６日(水)	第１回武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会 （１）委員長等選出 （２）武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画の基本的な考え方について （３）武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画の素案の検討について （４）その他
１０月２６日(水)	第１回武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会 作業部会 （１）部会長等選出 （２）武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画の基本的な考え方について （３）武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画の素案の検討について （４）その他
１１月１５日(火)	第２回武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会 作業部会 （１）武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画の素案の検討について （２）その他
１２月　５日(月)	第３回武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会 作業部会 （１）武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画の素案の検討について （２）その他
１２月１７日(土)	平成２８年度第２回図書館協議会 （１）武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画について （２）その他

実施時期	会議等の名称・主な内容
平成２９年 １月１８日(水)	第２回武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会 （１）武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画について （２）その他
２月　１日(水) ～３月　２日(木)	武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画（素案）に係る意見募集
３月１７日(金)	調整会議の開催
３月２７日(月)	庁議の開催

武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画

（平成２９年度～平成３３年度）

発行年月／平成２９年３月
発　　行／武蔵村山市
編　　集／武蔵村山市教育委員会教育部図書館
〒208-0011
武蔵村山市学園四丁目４番地
（武蔵村山市立雷塚図書館内）
TEL　０４２－５６４－１２８４

武 蔵 村 山 市